



# 災害復旧工事を円滑に進めるための 入札契約制度の取り組み



平成30年12月10日

広島県 土木建築局 技術企画課

1



## 今年度の発注見通し

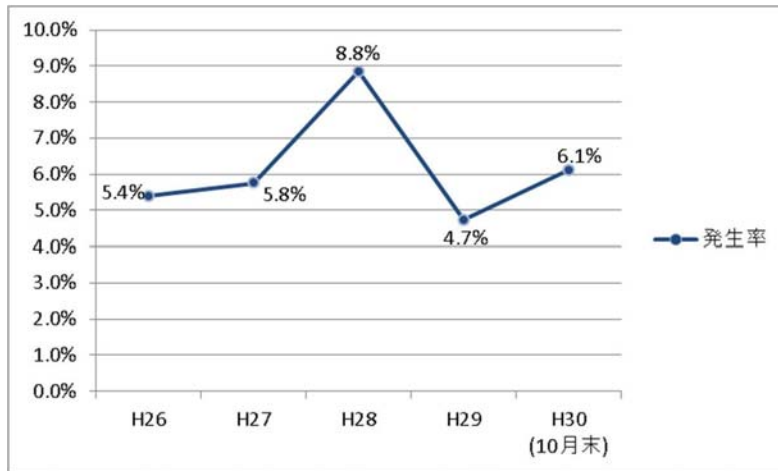
対象は請負対象設計金額が250万円を超える建設工事  
詳細情報は「広島県の調達情報」のホームページへ掲載

機関名		発注予定全体			内災害		
		第3四半期	第4四半期	合計	第3四半期	第4四半期	小計
土木建築局	西部	28	63	91	21	60	81
	呉	9	120	129	9	120	129
	廿日市	11	5	16	10	0	10
	安芸太田	0	0	0	0	0	0
	東広島	9	110	119	5	109	114
	東部	70	175	245	70	175	245
	三原	1	70	71	0	70	70
	北部	14	1	15	14	1	15
	庄原	39	11	50	39	10	49
	広島港湾	1	1	2	0	0	0
	空港振興課	1	0	1	0	0	0
	営繕課	5	8	13	0	0	0
	農林水産局	6	16	22	0	3	3
企業局	3	0	3	0	0	0	
合計	197	580	777	168	548	716	

2



## 広島県土木建築局発注工事での不調・不落の発生状況



	H26	H27	H28	H29	H30 (10月末)	H30発生災害のみ
開札件数	928	817	916	825	393	43
不調・不落発生件数	50	47	81	39	24	5
発生率	5.4%	5.8%	8.8%	4.7%	6.1%	11.6%

※建築一式工事，随意契約を除く



## 広島豪雨災害復旧工事の円滑な実施のための基本方針

受注しやすい環境の整備や不調・不落とならないよう様々な対策を講じています

## ①入札契約に関する取り組み

- 1 指名競争入札の適用拡大
- 2 主任技術者の兼務制限の緩和
- 3 中間検査の取扱い
- 4 監理技術者等の途中交代
- 5 監理技術者等の途中交代による総合評価の取扱い
- 6 県外業者の下請・主要資材の購入先の取扱い
- 7 工事着手日選択型契約方式の適用
- 8 一抜け方式の導入

## ②積算に関する取り組み

- 1 遠隔地からの労働者確保に要する費用の計上
- 2 交通誘導員の確保に係る取組み
- 3 遠隔地からの建設資材調達に係る費用の計上

## ③発注に関する取り組み

建設業協会等にアンケート調査した結果，今年度の受注可能件数は約2件/社（土木一式工事）

土木一式工事で過去2年に広島県と契約実績のある建設業者は500社程度しかいない



**複数箇所をまとめて発注し，発注件数を抑制**

- 1 災害復旧工事発注に係る格付け・完工高の緩和



## 1 指名競争入札の適用拡大

通常、指名競争入札は10,000千円未満の工事に適用しているが、災害復旧工事に限り3億円未満についても指名競争入札による発注も可能とする

また、早期復旧を目指すため災害復旧工事については、総合評価落札方式も原則適用しない

## 2 主任技術者の兼務制限の緩和

金額3,500万円未満（建築一式工事は7,000万円）かつ同一市町内の災害復旧工事に係る主任技術者又は現場代理人は、兼務制限の対象としない

対象とする事業

- (1) 公共土木施設の災害復旧事業（改良復旧を含む）
- (2) 公立学校施設の災害復旧事業
- (3) 公営住宅等の災害復旧事業
- (4) 堆積土砂の排除事業
- (5) 農地、農業用施設、林道の災害復旧事業（改良復旧を含む）
- (6) 水道施設の災害復旧事業
- (7) 災害関連緊急事業

## 3 中間検査の取扱い

災害復旧工事又は関連する維持修繕（河川浚渫等）で、金額3,500万円未満の工事は中間検査を省略し、1億以上の工事については中間検査の回数を2回から1回に省略

低入札価格調査対象工事は、通常工事を含む全ての工事において中間検査の回数は増やさない

5



## 4 監理技術者等の途中交代について

施工途中の主任技術者及び監理技術者の変更については、技術者の死亡、傷病、出産、育児、介護による就業不能、または退職等の真にやむを得ない場合等とされていますが、平成30年7月豪雨により、監理技術者等が職務を継続できない場合や工期及び工事内容に大幅な変更が発生した場合等も真にやむを得ない場合を含むものとする

技術者の変更を検討する場合、事前に監督職員と協議を行うこと

## 5 監理技術者等の途中交代による総合評価の取扱い

総合評価落札方式で受注している工事で、「4 監理技術者等の途中交代について」の理由により交代した技術者の各得点が、交代前の技術者の得点を下回る評価内容がある場合も、工事成績評定の減点は行わないものとする

## 6 県外業者の下請・主要資材の購入先とする場合の取扱い

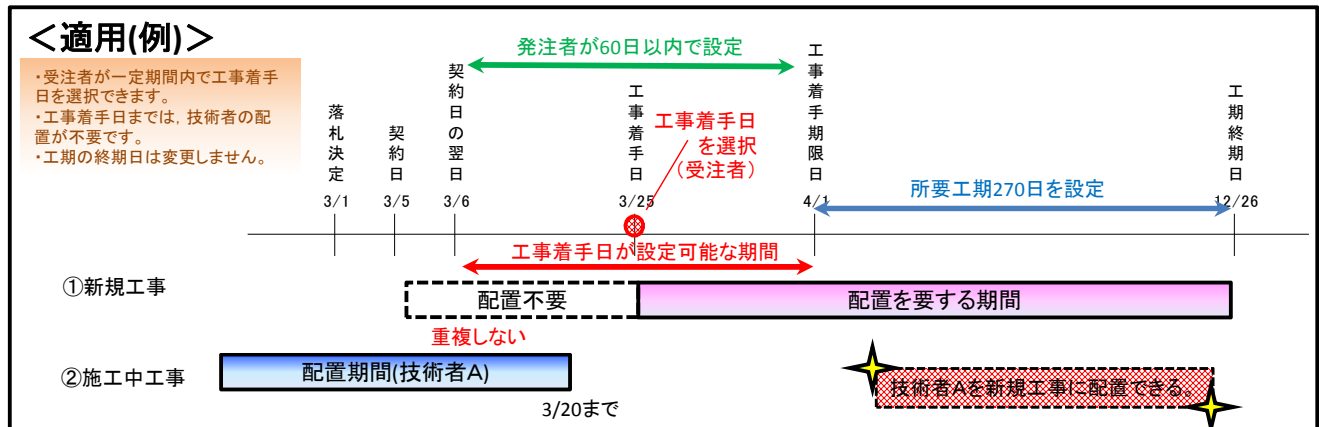
やむを得ない理由により県外業者を下請業者又は主要資材の購入先とする場合については、理由書及び主要資材購入先名簿の提出を求めているところですが、災害復旧工事において県外業者を下請業者又は主要資材の購入先とする場合については、理由書の提出を求めない

6



## 7 工事着手日選択型契約方式の適用

これから発注を行う災害復旧工事など、年度末工期の施工中の工事と工期が重複し、技術者が確保できないことにより、入札の不調・不落が発生することが考えられることから、本方式を可能な限り適用する



7



## 8 一抜け方式の導入

公共土木施設の災害復旧工事等については、今後、同時期に発注が集中することで入札不調の多発が懸念されることから、入札不調の抑制を図るため、新たに「一抜け方式」による入札を導入する

## (1) 一抜け方式の定義

一抜け方式とは、競争入札に付す複数の案件において、落札者を決定する順位をあらかじめ定め、先に落札者となった者のその後の入札を無効とすることにより順次その後の案件の落札者を決定する入札方式

## (2) 対象工事の指定について

対象工事は、次の各号に掲げるすべての要件に該当する複数の案件を発注機関が指定し、入札公告又は指名通知時に「一抜け方式の対象工事」であることを明示する

- ① 同一の発注機関の案件であること
- ② 同一日に入札公告又は指名通知を行い、かつ同一日に開札する案件であること
- ③ 落札者の決定方法が総合評価落札方式によらない価格競争方式の案件であること
- ④ 工事の種類（入札参加資格の認定業種）が同一の案件であること
- ⑤ 主任（監理）技術者の配置（専任の要否は問わない）に重複する期間がある案件であること
- ⑥ 緊急に施工する必要のある災害復旧工事、維持修繕工事、防災関連工事等の案件であること

8



## (3) 落札者の決定について

開札の順位は、原則として請負対象設計金額の高い順に設定し、落札者の決定は、原則として開札順に行う。先の案件で落札者となった者が、その後の案件にも参加している場合はその入札を無効として取り扱う

この方式により、同一日の開札では、1者1件に落札が制限されることになるが、技術者不足から複数案件で入札参加を見送ることによる入札不調の多発や、意に反して複数案件を落札して契約辞退せざるを得ない状況（指名除外措置の対象）となることを防ぐことができる

(例)

(単位：千円)

	案件①（指名競争） 予定価格48,000		案件②（指名競争） 予定価格40,000		案件③（指名競争） 予定価格30,000		案件④（指名競争） 予定価格20,000	
A者	44,000	落札	36,000	無効	27,000	無効	18,000	無効
B者	44,200		36,000	落札	27,000	無効	18,000	無効
C者	44,500		36,000	くじ	27,000	落札	18,000	無効
D者	45,000		37,000		28,000		19,000	無効※
E者	45,000		37,000		28,000		—	辞退
F者	46,000		38,000		29,000		—	辞退
G者	47,000		38,000		30,000		—	辞退
H者	48,000		—	辞退	—	辞退	—	辞退
I者	48,000		—	辞退	—	辞退	—	辞退

※案件④は、指名競争入札において有効な入札が一となるため、D者の入札は無効とし入札中止となる。  
(一般競争入札により執行する場合は、落札となる。)

9



今後、災害復旧工事が本格化していくことから県内の建設業者だけでは人手が足りなくなることが懸念され、県外を含めた遠隔地の建設業者の活用も含めた対応が必要となる可能性があります

遠隔地の建設業者の活用に当たっては、宿泊費や労働者の赴任手当などが必要になることが想定されるため、積算上見込んでいる金額以上に必要となる費用について設計変更により対応できることとする

ただし、これらの費用については、共通仮設費率分及び現場管理費率分へ一定の率を見込んでおり、実際に要した費用からそれらの費用差し引いた額を積上げ計上する

新規発注工事の対象とする場合、これらの適用について特記仕様書等へ記載することとし、発注済みの工事で適用する場合は協議の上、適用する

## ○対象となる経費

- ・ 共通仮設費—営繕費 — (借上費, 宿泊費, 労働者送迎費)
- ・ 現場管理費—労務管理費 — (募集及び解散に要する費用, 賃金以外の食事, 通勤等に要する費用)

## ○確認方法

- ・ 実際に支払った全ての証明書類（領収書の写し等）を発注者へ提出



## 1 遠隔地からの労働者確保に要する費用の計上

実績変更対象費に関する実績報告書

費目		費用	内容	計画計上額	実績計上額	差額
共通 仮設費	営繕費	借上費	労働者宿舍等の敷地借上げに要する地代及び労働者宿舍等を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用			
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用			
		労働者送迎費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送(水上輸送を含む)をするために要する費用(運転手賃金、車両損料、燃料費等含む)			
	小計					
現場 管理費	労務管理費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当			
		賃金以外の食事、通勤等に要する費用	労働者の早出、残業時の食事費(事業主負担分)、食事補助費 労働者の住宅から、会社又は工事現場までの交通機関等の実費用に応じて支給される手当			
	小計					
合計						

※費用は、全て税抜価格とする。



## 2 交通誘導員の確保に係る取組み

災害復旧工事の発注に伴い、今後、交通誘導員の十分な確保が困難となる恐れがあり、交通誘導員を遠隔地から確保した時には宿泊費や赴任手当を積算上見込むことができる「遠隔地からの労働者確保に要する費用の計上」の適用と併せ、交通誘導員の労務単価が「公共工事設計労務単価」と乖離する場合は、見積りにより労務単価が決定できることとする

また、複数の警備業者との調整により交通誘導員が確保できる可能性があるため、広島県警備業協会や広島県警備業協同組合のホームページを参考に、交通誘導員の確保に努めてください

ホームページアドレス

広島県警備業協会：<http://hirokeikyo.com/index.html>

広島県警備業協同組合：<http://www.chukai-hiroshima.or.jp/members/keibi/>



## 3 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更について

今後、災害復旧工事が本格化していくことから一部の建設資材にひっ迫が生じ、通常は地域内から調達している建設資材及び仮設材についても、遠隔地から調達せざるを得なくなる場合が想定される

このため、当初の調達条件によりがたい場合には輸送費や購入費用など調達時の実態を反映して設計変更により対応できることとする

新規発注工事で対象とする場合、これらの適用について特記仕様書等へ記載することとし、発注済みの工事で適用する場合は協議の上、適用する

## ○対象となる資材

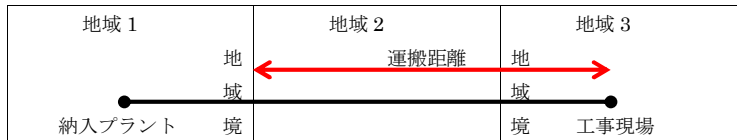
- ・骨材類、アスファルト等
- ・仮設材
- ・その他資材(コンクリートブロック等)で県内一律単価

## ○確認方法

- ・事前協議を行った上、実際に支払った全ての証明書類(領収書の写し等)を発注者へ提出

## ○積算方法(骨材類、アスファルト等の場合の例)

- ・対象資材の単価を納入プラントが所在する地域の単価に変更
- ・納入プラントが所在する地域の地域境から工事現場までの運搬費(ダンプトラック運搬)を直接工事費に計上



13



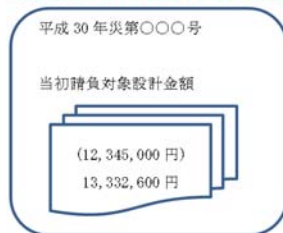
## 1 災害復旧工事発注に係る格付け・完工高の緩和(土木一式工事)

平成30年発生災害に係る設計金額50,000千円未満の土木一式工事で査定箇所単位を複数箇所まとめて発注する場合など年間平均完成工事高の要件を緩和(一般競争入札は除く)

## ① 査定箇所単位1箇所のみで発注する場合

年間平均完成工事高  $\geq$  請負対象設計金額の1/2 (千円未満は切上げ)

## 査定箇所単位1箇所のみで発注する場合の例



## 計算式

$$12,345,000 \div 2 = 6,172,500 \text{円}$$

$$\rightarrow 6,173,000 \text{円 (千円未満は切上げ)}$$

年間平均完成工事高: 6,173千円以上 (通常は12,345千円以上)

## ② 査定箇所単位を複数箇所まとめて発注する場合

年間平均完成工事高  $\geq$  査定箇所単位で最も金額の高い箇所の請負対象設計金額

## 査定箇所単位3箇所をまとめて発注する場合の例



年間平均完成工事高: 12,000千円以上 (通常は30,000千円)

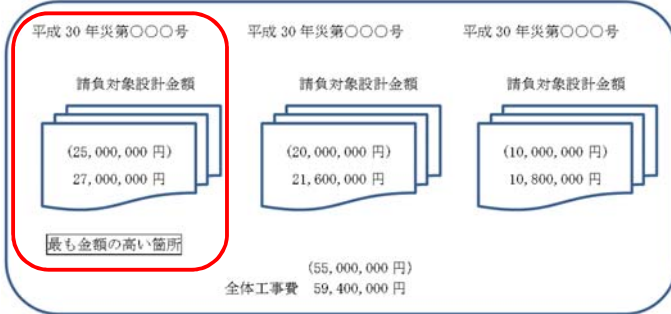
14



## 1 災害復旧工事発注に係る格付け・完工高の緩和（土木一式工事）

平成30年発生災害に係る**設計金額50,000千円以上2億円未満の土木一式工事**で査定箇所単位を複数箇所まとめて発注する場合、査定箇所単位で最も高い箇所の設計金額が選定要綱別表第4の設計金額欄の区分ごとの金額の下限を下回る場合は、直下の設計金額欄の区分も選定できる（一般競争入札は除く）  
また、年間平均完成工事高の取扱いについても、査定箇所単位で最も金額の高い箇所の設計金額以上にできる

## 査定箇所単位3箇所をまとめて発注する場合の例



建設工事指名業者等選定要綱 別表第4(第6条関係)  
格付別標準発注金額表(一) 土木一式工事

請負対象設計金額	格付け	
2億円以上	A	
1億円以上2億円未満	A(駒)	
5,000万円以上1億円未満	A(駒)	B
1,000万円以上5,000万円未満	B	C
1,000万円未満	C	D

【通常の場合】（黄色で着色の欄を適用）

格付けがA又はBで年間平均完成工事高が55,000千円以上の資格者から選定

【特例を適用する場合】（黄色+赤色で着色の欄を適用）

格付けがA又はB又はCで年間平均完成工事高が25,000千円以上の資格者から選定できる

査定箇所単位で最も金額の高い箇所の設計金額（事例の場合25,000千円（税抜））が選定要綱別表第4の設計金額欄の区分ごとの金額（事例の場合発注全体工事費が55,000千円（税抜）であることから50,000千円以上1億円未満）の下限（50,000千円）を下回るため、当該区分の直下の格付けの欄に定める格付けCの資格者も年間平均完成工事高が査定箇所単位で最も金額の高い箇所の設計金額（事例の場合25,000千円（税抜））以上であれば選定できる



## その「工事打合せ簿」必要ですか？

その「あったらいい」は業界全体の生産性を低下させます。



全体の約40%が「提出」不要な工事打合せ簿です。（平成29年12月技術企画課調べ）

【主に見受けられるケース】	取り扱い	
・工事実績情報サービス(コリンズ)	提示	
・設計図書の照査	提出	該当する事実がある場合
・関係機関への届出	提示	ただし、監督職員が請求した場合は提出
・休日または夜間の作業連絡	連絡	ただし、現道上の工事については提出
・工事測量	提出	差異が生じた場合又は測量標を設置した場合
・指定された工事材料以外の、見本または品質を証明する資料	提示	監督職員または検査職員の請求があった場合
・週間工程表	不要	

※「提示」は受注者保管 「連絡」は口頭、FAX、電子メール等の手段

みんなで生産性を上げよう！